

(参考) 令和6年度 残余容量報告書 記入要領

1. 報告内容

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第一条第二項第一九号に基づき実施した、残余容量の測定結果を報告してください。

2. 残余容量の算定方法

- ・具体的な方法は、「最終処分場残余容量算定マニュアル（環境省）」をご参考ください。
＜最終処分場残余容量算定マニュアル＞ <https://www.env.go.jp/content/900534366.pdf>
- ・算定は、原則として各年度の年度末時点において行ってください。
- ・現地測量によることを原則としますが、現地測量により最終処分場の構造が明らかになっている場合には、埋立処分の進捗の度合いを標尺等を用いて把握し、その結果を利用して平均平断面法、平均横断面法またはメッシュ法の手法により算定しても差し支えございません。
- ・過去の実績を基に、埋立重量から容量を求める体積換算係数をあらかじめ算出している場合には、埋立重量から当該係数を用いて換算する方法により算定しても差し支えございません。

3. 記入方法

(1) 許可の年月日及び許可番号

処分業の許可年月日、許可番号を記入してください。※処分業許可を有しない場合は記入不要

(2) 産業廃棄物の種類

- ・最終処分の許可を受けている産業廃棄物の種類を全て記入してください。
- ・処分した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記入してください。（例：がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。））

(3) 施設の届出番号

産業廃棄物処理施設（15条許可）の許可年月日及び許可番号※を記入してください。

※処分業許可証に記入されている「最終処分場の施設許可番号」

(4) 当初容量（許可容量）

許可を受けている埋立容量（ m^3 ）を記入してください。

なお、当初容量（許可容量）には覆土量（50cm以上）分が含まれています。※

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について
（平成17年2月18日）第三 4

(5) 残余容量（覆土量を含む）

- ・令和7年3月31日時点の残余容量（ m^3 ）を記入してください。
- ・「許可を受けた予定埋立高さから最終覆土厚さを差し引いた高さ」と、「埋立高さ」の差が1m以下となった時点以降は、埋立終了高さが許可を受けた予定埋立高さを超えないように残余容

量の算定頻度を上げて実施するなど、最終覆土後に許可を受けた予定埋立高さ・容量を超えないよう、適切に維持管理を行ってください。

(6) 残余容量の測定方法

残余容量の測定方法を選択してください。

(7) 残余容量の具体的な方法

- ・ 具体的な測定方法及び測定結果を記入してください。
- ・ 廃棄物の埋立可能容量（許可を受けた予定埋立高さから最終覆土厚さを差し引いた高さ分を考慮した残余容量）を算定されている場合には、その内容も記入してください。

(8) 添付資料

- ・ 残余容量測定の根拠資料として、平面図・縦断図・横断図・土量計算書・求積図（土量計算の根拠となった場合のみ）を必ず添付してください。

【根拠法令】

○残余容量の測定

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

第一条第二項第十九号 残余の埋立容量について、1年の1回以上測定し、かつ、記録すること。

○維持管理の記録

法第十五条の二の四において準用する法第八条の四

法第八条の四 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(記録する事項)

規則第十二条の七の五 法第十五条の二の四において準用する法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

管理型最終処分場

- 五 令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
- ニ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

安定型処分場

- 六 令第七条の二に規定する令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次に掲げる事項
- ハ 最終処分基準省令第二条第二項第二号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果